

## 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 競技会場地市町村選定基本方針

第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の競技会場地市町村は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会と、障がい者の社会参加の推進と障がい理解の促進を図ることを目的とする全国障害者スポーツ大会の趣旨並びに「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 競技会場地は、県内の各地域に根差したスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、できるだけ多くの市町村において行うこととする。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 競技会場地の選定に当たっては、市町村の開催希望や当該希望競技に係る開催実績及び開催準備、大会運営、大会後の地域振興に向けた考え方を考慮するとともに、実施競技団体の意向並びに競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域の実情・特性を含め、総合的に判断する。
- 4 第82回国民スポーツ大会冬季大会については、別途定めるものとする。